

神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準

神戸市保健福祉局

平成 19 年 9 月

(平成 20 年 9 月一部改定)

基準の策定にあたって

神戸市では、「神戸っ子すこやかプラン 21」に基づき、子どもの利益が最大限尊重され、子どもが健やかに育まれるとともに、すべての人が安心して、ゆとりをもって子どもを産み育てられるよう、「子育てを社会全体でささえるまち」を目指して事業を推進しています。

放課後児童健全育成事業（学童保育）についても、児童の健全育成と少子化対策（仕事と子育ての両立支援）の重点施策として進めているところです。

しかし、女性の社会進出の増加という背景のもと、施設の整備を上回るペースで児童数が増加しており、放課後児童クラブの大規模化、過密化が大きな問題となっています。また、放課後等の安全・安心な居場所として時間延長の取り組みの拡大も必要となっています。さらに、高学年の受け入れのニーズも高まっており、公設・民設ともに、増加傾向にある障害児の受け入れも重要な課題となっています。

このような学童保育の現状を踏まえ、神戸市では、公設・民設に共通する問題点・課題を整理・検討し、その対応策・今後の方針をまとめるため、神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会を設置しました。

まず、喫緊の課題である過密対策等については、今後の方向性を先行して議論し、昨年12月に中間報告をとりまとめ、さらに、放課後児童クラブの充実に向けて、実務者の声や、基準の原案を公表した際に寄せられた関係者・市民の方々の意見を踏まえ、「神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準案」をとりまとめていただきました。

そして、本年7月に上記中間報告で示された「放課後児童健全育成事業における喫緊の課題に対する施策の方向性について」と、「神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準案」をあわせて、『神戸市における放課後児童健全育成事業の充実について（報告書）』として報告いただきました。

この度、この基準案をもとに、本市として「神戸の放課後児童クラブ（学童保育）の基準」を策定しました。

最後に、この基準の策定にあたり、多忙なか、熱心に議論いただき、精力的にとりまとめていただいた検討委員会の委員の方々に感謝を申し上げます。

平成19年9月

神戸市保健福祉局長 桜井 誠 一

《目 次》

趣 旨	1
この基準の位置付け	2
1. 放課後児童クラブの目的	3
2. 設置の基準	4
(1) 開設	
(2) 放課後児童指導員	
(3) 施設等	
(4) 適正な人数規模	
3. 運営・管理	7
(1) 指導	
(2) 保健管理	
(3) 安全管理、危機管理	
(4) 保護者との連携、保護者の参画	
(5) 学校等との連携	
(6) 関係機関との連携	
(7) 地域団体との連携	
(8) 情報の共有	
(9) 保護者負担金	
(10) 会計管理	
(11) 個人情報の管理	
(12) 情報の公開	
(13) 規程類の整備	
(14) 要望・苦情への対応	
4. 障害のある児童の受け入れ	12
(1) 受け入れ	
(2) 指導員配置基準	
(3) 児童の交流	
(4) 研修	
(5) 学校、関係機関との連携	

趣 旨

神戸市では、“こうべ”の市民福祉総合計画 2010、神戸市児童育成計画 2010 及び神戸市次世代育成支援対策推進行動計画を策定し、これらの計画に基づいて放課後児童健全育成事業（学童保育）の充実に努めているところである。

現在、放課後児童健全育成事業は、児童福祉法、厚生労働省の事業実施に関する要綱・通知等に基づいて実施している。これらは、事業の大枠を定めたもので、詳細は各地方の実態に合わせて実施することとなっており、運用の詳細は各地方公共団体、事業者委ねられている。

本市では、昭和 40 年代から、地域の活動として放課後児童クラブを運営している運営委員会への助成を行うとともに、市立児童館に放課後児童クラブを設置し、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会に運営を委託してきた。

その後、民設の放課後児童クラブは、設置・運営主体に社会福祉法人や学校法人が加わり多様化している。また、神戸市が市立児童館等で実施する放課後児童クラブの運営主体も、市立児童館の運営主体の多様化に伴い、神戸市社会福祉協議会のほか、私立保育園等の福祉施設を設置・運営する社会福祉法人、ふれあいのまちづくり協議会、特定非営利活動法人等の地域団体、私立幼稚園を設置・運営する学校法人が加わっている。

また、近年の放課後児童クラブに対する需要が高まるなか、受け入れ児童数も激増しており、過密状態となっている施設も増加している。開設時間の延長、小学校等の高学年児童の受け入れ等に対する保護者のニーズも高まっている。

さらに、平成 12 年度に財団法人児童健全育成推進財団が「放課後児童健全育成事業運営マニュアルに関する調査研究」を行い、その結果を公表した。また、県レベルでの事業運営マニュアルも作成がはじまり、兵庫県は平成 17 年 2 月に「放課後児童健全育成事業運営ガイドライン（案）」を公表した。

このようななか、本市でも、放課後児童健全育成事業のさらなる充実を図るため、平成 18 年 6 月に「神戸市放課後児童健全育成事業計画検討委員会」を設置し、放課後児童健全育成事業の充実のための施策の方向性について検討を行うとともに、市内のすべての放課後児童クラブの設置や運営に関する基準案のとりまとめを行った。

この度、このとりまとめられた基準案をもとに、本市として「神戸の放課後児童クラブの基準」を策定した。

この基準の位置付け

1. 「“こうべ”の市民福祉総合計画 2010」、「児童福祉法」等との関係

この基準は、「“こうべ”の市民福祉総合計画 2010」、「神戸市児童育成計画 2010」及び「神戸市次世代育成支援対策推進行動計画」が目指す、放課後児童健全育成事業の充実について、管理・運営に関する具体的方向性を示すものである。

また、この基準に基づき事業を推進するにあたっては、「児童福祉法」、厚生労働省の要綱・通知等との整合性を図る。

2. 適用される施設

市内のすべての放課後児童クラブに適用される基準であり、従って、公設・民設といった設置主体の違い、また、運営主体の違いにかかわらず、放課後児童健全育成事業にかかわるすべての者が尊重する基準である。

従って、行政、放課後児童クラブの設置主体・運営主体は、それぞれの立場で、この基準に基づき、放課後児童健全育成事業の充実を図っていくものである。

3. 放課後子ども教室推進事業との連携

平成 19 年度より、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業の両事業は、放課後子どもプランとして連携を図りながら推進することとなっている。

本市においても、両事業の連携を図りながら推進していく方針であるが、放課後子ども教室推進事業については、現在一部の小学校でモデル的な実施が始まったところであり、この基準においては、両事業の具体的な連携については触れていない。今後、放課後子ども教室推進事業の進捗に合わせて具体的に検討していく。

1. 放課後児童クラブの目的

放課後児童クラブは、保護者が労働、疾患、家族の介護等により昼間家庭にいない児童を対象として、放課後や学校休業日に、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図ると共に、本事業の実施を通じて仕事と子育ての両立を支援するものである。

このように本事業は、憲法、児童福祉法等の児童福祉の理念に基づき、遊び等を通じ児童相互の交流の中で、自主性、創造性、社会性を高めるなど、健全な育成を目指して行われるものであるから、児童の心身の調和のとれた発達を促進するよう計画、実施されなければならない。

また、本事業が優先的に対象とするのは、放課後児童クラブを必要とする就学児童で概ね10歳未満の児童であるが、各クラブの状況に応じて、高学年児童も受け入れる。その他、児童の生活環境や発達状況等からみて、放課後児童クラブでの受け入れが必要な児童も対象とする。

なお、上記の目的に鑑み、本事業にかかわるすべての者は、関係法令の遵守はもとより、それぞれの立場で児童福祉の精神、高い職業意識や倫理感をもって事業に従事しなければならない。

2. 設置の基準

(1) 開設

① 開設日

平日、学校休業日（土曜日、春休み、夏休み、冬休み、代休日）で年間 250 日以上開設する。原則として日曜日、祝日、年末年始は、開設しない。

② 開設時間

平日は 1 日 4 時間以上、学校休業日等は 1 日 8 時間以上とする。

開始時刻・終了時刻については、平日は放課後から午後 6 時まで、学校休業日は午前 9 時から午後 6 時までを目安とする。

さらに、保護者等の労働などの実態に合わせてさらなる延長等も検討する。

(2) 放課後児童指導員

放課後児童クラブ運営の中心である放課後児童指導員の職務等について定める。

① 職務

放課後児童指導員（以下「指導員」とする。）は、適切な遊び及び家庭的な雰囲気をもった生活の場を与えて、その健全な育成を図るために、次の業務等を行う。

ア. 児童の指導

イ. 行事の企画・実施

ウ. 保健管理

エ. 施設等の管理

(ア) 環境整備（物品の整理整頓、清掃、その他衛生管理）

(イ) 安全管理、危機管理

オ. 保護者との連絡・調整

カ. 学校との連絡・調整

キ. 関係機関・地域団体等との連絡・調整

ク. 事業内容向上のための研修

ケ. その他

(ア) 日誌などによる運営記録

(イ) 職員会議

(ウ) 諸経費の管理

② 資格等

放課後児童健全育成事業の推進に熱意と意欲のある者で、次のような資格保持者・経験者等が望ましい。

ア. 厚生労働省の放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 38 条に規定する「児童の遊びを指導する者」

イ．特別支援学校（盲・聾・養護学校）教諭（児童福祉施設最低基準第38条第2項第4号に該当する者を除く）、養護教諭及び栄養教諭免許保持者

ウ．障害者福祉事業・施設で利用者の援助にあたる職に2年以上従事した者

エ．設置主体が定める研修を受講する者

③ 労働条件

ア．雇 用

運営主体は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法及び関係諸法規を遵守し、労務規程（就業規則、給与規程等）、雇用契約書等を整備する。

また、指導員が経験、知識、指導力を発揮できるように、安定的な雇用が図られるように努める。

イ．健康診断

運営主体は、指導員について年1回健康診断を受けさせなければならない。

なお、これに係る経費については、設置主体が負担するものとする。

④ 事業内容向上のための研修

設置主体は、指導員の専門性向上の機会を保障するため、これに係る経費を負担するなどの条件整備に努める。

なお、研修には、放課後児童クラブの目的、児童の発達・指導の基本、指導実技について修得できるプログラムを組み入れる。

⑤ 指導員等の配置基準

ア．施設長、またはその役割を果たす指導員1人を常勤で配置する。

イ．上記のアに加え、専任の指導員配置は次のとおりとする。

(ア)児童数19人以下の場合には指導員1人以上

(イ)同20人以上の場合には指導員2人以上

ウ．障害のある児童を受け入れるときは、障害の内容等に応じた指導員の配置に努める。

(3) 施設等

① 児童が生活する場所

ア．児童が生活する場所として確保するスペース

児童の生活する場所として、安全、衛生を確保することはもとより、落ち着いて過ごす場所（読書・宿題をするスペース、おやつや昼食をとるスペース、体調不良時の休養スペース）と、活動的に過ごす場所（活発に集団遊びをするスペース、外遊びをするスペース）をそれぞれ確保することが望ましい。

なお、読書・宿題をするスペース、おやつや昼食をとるスペースは、放課後児童クラブの児童が専用使用する場所として確保し、児童の所持品を収納するためのロッカーとカーペットまたは畳等を備える。集団遊びをするスペースについては、児童館のように一般の児童との共

用も可能とする。

イ. 面積基準

公設（集団遊びをするスペースを含め、1人当たり2.31㎡以上）、民設（1人当たり1.98㎡以上）の確保を各々目指している現状を踏まえ、当面は、公設のように集団遊びをするスペースを併せて整備する場合は、1人当たり2.31㎡以上を確保する。集団遊びをするスペースを整備しない場合は、1人当たり1.98㎡以上を確保する。

今後、他の地方公共団体の基準や類似の施設の面積基準を考慮して見直しを行っていく。

② 設 備

ア. 生活に必要な設備

手洗い場、簡易な調理スペース（流し台、簡易な調理設備）、食器・おやつ等保管スペース、便所等

イ. 消防設備等

消防法等に基づく防災設備や非常警報設備

③ ユニバーサルデザインへの配慮

すべての児童にとって利用しやすい施設となるよう、手すり、スロープの設置などに努める。なお、複合施設に設置する場合は、1階への設置が望ましい。

④ その他

足洗い場やシャワーの設備を設けることが望ましい。

(4) 適正な人数規模

児童の情緒の安定や事故防止を図る観点から、1クラブ当たりの適正な人数規模は、厚生労働省の方針を踏まえ、1クラブ当たり最大70人までとする。ただし、現状で超えているところについては、設置主体が中心となり分割等を行い段階的に改善する。

3. 運営・管理

(1) 指導

① 集団指導と個別指導

ア. 集団指導

異年齢の児童の集団として、児童相互の話し合いと集団的な遊び等を多く取り入れ、相互理解と信頼を高め、友情を育てるように指導する。

また、文化（言語、生活習慣等）の違う児童同士が理解しあえるように援助する。

イ. 個別指導

1人ひとりの児童について、児童の性格、家庭状況、文化（言語、生活習慣等）の違い、学校での状況を理解し、指導する。そのために、家庭や学校との連絡を密にする。

② 指導内容

ア. 余暇指導

情緒や協調性、創造力などが助長されて、心身ともに発達するような遊びを計画する。放課後の解放感と活動性が発揮できるよう個別的、集団的に指導する。

イ. 生活指導

児童が、健全な社会活動を営む上での人格の形成を目的とし、挨拶をする、手洗いやうがいをする、自分の持ち物をきちんと整理するなど、基本的な生活習慣を習得できるようにする。また、食育の視点に立ち、おやつや昼食の指導を行う。

さらに、生活全般にわたって起こり得る様々な問題に対応ができるよう配慮し、指導を行う。

ウ. 家庭学習指導

児童の家庭学習の手助けをし、自主的に学習する習慣を身に付けられるように指導する。

③ 指導計画の策定

事業の効果的実施のため、前年度末から年度当初に、年間計画を策定するとともに、月間計画、週間・日々の指導計画を策定する。

なお、計画の策定にあたっては、児童が放課後児童クラブの行事等に主体的に参加できるように、その意見を取り入れるなどの配慮を行う。

ア. 年間指導計画

前年度実績等を踏まえ、おおまかな年間スケジュール

イ. 月間指導計画

月例行事、季節行事など

ウ. 週間・日々の指導計画

(2) 保健管理

- ア. 児童の様子（顔色・体調など）の日常的観察
- イ. 既往歴、持病、掛かりつけ病院・医院の把握
- ウ. 清潔な生活習慣を身につけさせる。
- エ. 応急処置のための医薬品等の常備
- オ. 職員も、健康診断を受け、手洗い、うがいの励行など、健康管理に注意する。

(3) 安全管理、危機管理

事故・事件の発生を未然に防ぐため、危機管理マニュアルを策定し、日頃からこれに基づき安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応に取り組む。

① 安全管理

- ア. 施設・設備・遊具の安全点検
- イ. 玩具・備品などの選択における注意
- ウ. 屋外活動時の危険箇所（道路・河川・ため池・がけ等）の確認
- エ. 気象状況への注意

② 安全指導

- ア. 児童の個性の把握と目配り・声かけ
- イ. 行事等として実施
 - おわりの会などでの指導、避難訓練、防犯・交通安全教室（警察等との連携）、防犯マップの作成
- ウ. 来所・帰宅時の安全確保
 - 学校・保護者との連絡を密にし、下校時刻の変更などの把握と、出欠確認を確実にし、来所の安全確認を行う。
 - 帰宅時は集団での帰宅を指導するか、保護者の迎えを要請するなどの方法で安全を確保する。
 - このほか、「放課後児童クラブ（児童館）への来所・帰宅時における安全点検リスト」（平成 17 年 12 月・厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）等を活用して点検等に努める。

③ 危機対応（通報・連絡、情報把握）

- ア. 保護者 緊急連絡先の把握
- イ. 学 校 「近隣学校園通報システム」により、校区内の不審者情報等の提供を受けるとともに、情報提供にも努める。
- ウ. 警 察 「ひょうご防犯ネット」も利用して情報把握に努める。
- エ. 気 象 「ひょうご防災ネット」に登録するなど、警報発表状況の迅速な情報把握に努める。

(4) 保護者との連携、保護者の参画

連絡ノート、個人面談を通じて、児童の性格や家庭状況の把握に努めるとともに、おしらせ（ちらし）、定期的な広報の発行、保護者会、行事への参加などを活用しながら、放課後児童クラブの取組みを説明し、保護者

との信頼関係を築く。

また、保護者がどれだけ正しく児童を理解しているかということや、子育てに対する悩みや不安等の把握に努め、必要な場合は、保護者を啓発したり助言したりする。

さらに、保護者が参加できる活動を企画し、共に児童の育成に関わることができるよう配慮する。

(5) 学校等との連携

学級担任や養護教諭等と定期的な連絡会等を通じて、児童の学校・放課後児童クラブでの生活態度や交友関係等についての情報交換を行う。また、学校行事への参加を通じて学校の指導方針等の理解に努める。

さらに、近隣の保育所、幼稚園等と日頃から情報交換に努め、連携を図る。

(6) 関係機関との連携

緊急的、または重大な問題が発生したときに協力や援助を求める専門機関の警察、病院、こども家庭センター（児童相談所）との連絡体制を構築する。

また、指導上問題がある児童・家庭については、区子育て支援室、教育相談所、主任児童委員等にも協力を求める。

さらに、児童や保護者の様子等から児童が虐待を受けたと思われる場合は、速やかに区子育て支援室、こども家庭センター（児童相談所）に連絡する。

(7) 地域団体との連携

ふれあいのまちづくり協議会など地域の各種団体との連携を図る。

校区の安全パトロールへの協力や、行事を通じた交流（児童の地域行事の参加、地域団体から放課後児童クラブの行事への参加等）を進める。

(8) 情報の共有

① 日誌などによる運営記録（出欠状況、行事内容、けが・事故、保護者からの連絡、おやつ内容等）

② 職員会議等

定例的な職員会議の開催、引き継ぎの実施により、職員間の連絡・周知を図る。

(9) 保護者負担金

① 利用料

放課後児童クラブの利用料について、公設で利用料を導入するに当たっては、サービスの向上等について、十分に検討する。

なお、保護者が利用料の全部または一部を負担できない場合は、減額や免除の制度を設けるように努める。

② おやつ代等

児童が直接利益を得る経費（おやつ代、遠足時の交通費、昼食代など）について、利用料とは別に負担を求めることができる。

(10) 会計管理

適正な管理（徴収等）に加え、定期的または随時に会計報告、決算報告を行うとともに、監査等により確認を受ける。

① 決算報告

- ア. 保護者負担金 保護者（会）
- イ. 神戸市委託料・補助金 神戸市
- ウ. 運営経費全般 法人理事会、団体運営委員会、学童保育運営委員会、児童館運営委員会

② 監査

法人・団体内で会計監事が行うほか、行政監査を受ける。

(11) 個人情報の管理

ア. 「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）や「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 11 月、厚生労働省）、「神戸市個人情報保護条例」に基づき、個人情報を適正に取り扱う。

イ. 正当な理由なく、事業により知りえた個人情報の外部への漏えい、又は不当な目的での使用の禁止を義務付け、さらに、滅失又は改ざん防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる。

(12) 情報の公開

運営に関する情報の公開や発信に努め、運営委員会・広報等を通じて、保護者、地域に開かれた運営を行う。

(13) 規程類の整備

設置主体または運営主体は、各種法令を遵守した規程を整備し、運営主体はこれに基づいて適切な運営を行う。

- ア. 管理運営規程
- イ. 労務規程（就業規則、給与規程等）
- ウ. 経理規程
- エ. 倫理規程 （例）体罰の禁止、人権の尊重等
- オ. 危機管理マニュアル （例）安全管理（危機回避）、安全指導、危機対応等

(14) 要望・苦情への対応

要望や苦情を受け付ける窓口を子どもや保護者に周知するとともに、要望や苦情への対応の手順や体制を整備し、迅速な対応を図る。

苦情対応については、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員

の設置や解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られるしくみの構築に努める。

4. 障害のある児童の受け入れ

(1) 受け入れ

① 決 定

障害のある児童と保護者の立場に立ち、施設の改善、指導員の配置等に努め、受け入れに最大限の努力をする。また、受け入れの決定は、保護者とよく話し合い、関係者と十分に連携をとった上で行う。

② 受け入れの進め方

放課後児童クラブでの必要な対応、来所・帰宅の方法等について、保護者と十分に話し合い、放課後児童クラブと保護者の相互の役割を明確にしておく。

(2) 指導員配置基準

障害の内容等に応じた指導員の配置に努める。指導員は専門知識や経験を有する者を配置することが望ましい。

(3) 児童の交流

様々な児童と一緒に過ごし、交流することで、お互いが育ちあい、理解しあい、仲間関係が構築できるように努める。

(4) 研 修

障害のある児童に対する指導・対応を充実させるために、指導員が受講する研修等の内容（専門的、実践的）や実施方法を工夫する。

(5) 学校、関係機関との連携

個人情報の保護に十分留意し、これまでに当該児童と関わってきた保育所、幼稚園などや、就学中または就学予定の学校、こども家庭センター、病院等と十分に情報交換を行いながら、個別に丁寧な対応に努める。